

○国立大学法人筑波大学余裕金運用管理細則

〔平成30年12月20日
法人細則第17号〕

国立大学法人筑波大学余裕金運用管理細則

(目的)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号）第100条第4項の規定に基づき、余裕金の運用に関して必要な事項を定め、余裕金の安全かつ効率的な運用を図り、もって法人の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用の目標)

第2条 余裕金の運用に当たっては、将来にわたって法人の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を目標とする。

(運用の基本原則)

第3条 余裕金の運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、第1条に掲げる運用の目的を達成するため、分散投資に努めるものとする。

(運用の範囲)

第4条 運用の範囲は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第47条の規定により運用する業務上の余裕金（以下「一般余裕金」という。）及び法人法第34条の3第2項の規定により運用する業務上の余裕金（以下「特定余裕金」という。）とする。

(運用方法)

第5条 出納命令役は、資金運用委員会、経営協議会及び役員会の議を経た運用方針に基づき、余裕金を運用するものとする。

2 一般余裕金は、準用通則法第47条で規定する有価証券、預金及び元本保証のある金銭信託から最も適したものを選定し、運用するものとする。

3 特定余裕金は、次の各号に規定する運用対象から最も適したものを選定し、運用するものとする。

(1) 準用通則法第47条で規定するもの

(2) 貯金又は外貨建ての預金

(3) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第4号に規定する資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者5社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング、フィッチレーティングス、株式会社日本格付研究所及び株式会社格付投資情報センター。以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付

- を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないもの)
- (4) 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち無担保であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券ではないもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないもの)
 - (5) 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（コマーシャルペーパー）（ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、いずれの信用格付業者においても「a-3」相当以下の格付がないもの)
 - (6) 金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券であり、当該投資信託又は外国投資信託の対象が準用通則法第47条第1号に掲げる有価証券又は、本項第2号から第8号までに規定する有価証券等であるもの
 - (7) 金融商品取引法第2条第1項第11号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約証券、投資法人債券又は外国投資証券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないもの)
 - (8) 金融商品取引法第2条第1項第17号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第1号から第5号まで、第12号及び第15号に掲げる証券又は証書の性質を有するもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「AA」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないもの)

（金融機関の選定）

第6条 出納命令役は、余裕金の運用に当たっては、あらかじめ客観的で公正な資料、情報等に基づき金融機関（証券会社を含む。）の比較検討を行い、信頼のおける金融機関を選定し、資金運用委員会の承認を得た上で、学長の承認を得るものとする。

- 2 前項の金融機関について、新たに金融機関を選定しようとする場合及び承認を取り消そうとする場合も、前項と同様とする。

（金融商品の選定）

第7条 出納命令役は、前条により承認を得た金融機関に金融商品の提案を依頼し、法人にとって最良であると判断される条件を提示した金融機関を運用先に選定するものとする。

- 2 前項の場合において、同じ条件を提示した金融機関が複数あるときは、あらかじめ選定した当該事務に関係のない職員によるくじ引きにより、運用先を決定するものとする。
- 3 出納命令役は、金融商品及び金融機関を決定したときは、直ちに約定しなければならない。

（集中投資の回避）

第8条 余裕金の運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、債券等（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券を除く。）を取得する場合は、同一発行体が発行した債券等への投資額は、特定余裕金の運用資産総額の1割を超えないものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第9条 出納命令役は、取得した債券等（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券を除く。）が、取得後にいずれの格付機関による格付も「A」相当未満（第5条第3項第5号に規定するものは「a-2」相当未満、第8号に規定するものは「AA」相当未満）となった場合は、発行体の信用リスク等を十分に留意し、財務を担当する副学長の承認を得た上で、売却又は継続保有等の措置を講じた後、速やかに資金運用委員会及び学長に報告しなければならない。

(外貨建て商品取得時における留意事項)

第10条 外貨建て商品により運用を行う場合には、為替変動リスク等に十分留意し、慎重に対応をすることとする。

(投資信託の取得時における留意事項)

第11条 第5条第3項第6号（第7号のうち、第6号に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券の性質を有するものを含む。）の方法により運用を行う場合には、そのリスクの所在を明確に把握し、慎重に対応をすることとする。

(基本ポートフォリオ)

第12条 資金運用委員会は、中長期の観点から、特定余裕金についての基本ポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」という。）を策定し、資産配分を維持するよう努めるものとする。なお、ポートフォリオは毎年度検証し、必要に応じて見直しを図るものとする。

(運用の評価)

第13条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価及び組織、情報並びに運用内容の質等の定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

(実績等の報告)

第14条 出納命令役は、次の各号に規定する内容を記載した報告書を四半期毎に作成し、資金運用委員会及び学長に報告を行うものとする。

- (1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
- (2) 運用資産構成比率
- (3) 各金融商品別の運用の実績
- (4) リスク状況（取引銀行、社債券、約束手形等の格付等）

2 出納命令役は、前項により作成した報告書を半期毎に経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

3 資金運用委員会は、出納命令役に対し、必要に応じて、余裕金の運用状況について報告を求めることができる。

(事故時の対応)

第15条 出納命令役は、余裕金の運用において事故が発生した場合には、財務を担当する副学長の承認を得た上で、必要な措置を講じた後、速やかに資金運用委員会及び学長に報告しなければならない。

(監査)

第16条 余裕金の運用については、監事及び会計監査人による監査を年2回受けるものとする。

(倫理)

第17条 運用を担当する役員及び職員等の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人筑波大学職員倫理規則（平成17年法人規則第22号）を準用する。

附 則

この法人細則は、平成30年12月20日から施行する。